

令和5年度第2回徳島県特別職報酬等審議会 資料

第1回審議会における主な意見	1
答申 <案-1>	2
答申 <案-2>	3

第 1 回 審 議 会 (10/30 開 催) に お け る 主 な 意 見

(1) 答 申 額 に つ い て

- ・ 一般職の給与の累積改定率(+0.12%)をみると、報酬等の据え置きが妥当でないか。
- ・ 最低賃金引上げ、人事委員会による引上げ勧告、民間の賃上げの状況等を踏まえ、特別職の報酬等も引上げるべきではないか。一般職の給与の累積改定率を踏まえ、千円単位で引上げて良いのではないか。

(2) 審 議 会 の あ り 方 に つ い て

- ・ 今後は、審議会を継続的に開き、その都度、状況に合わせた議論をすべき。
- ・ 審議会を定期的で開催していただきたい。

(3) 減 額 措 置 に つ い て

- ・ 審議会で答申した額は、満額を受け取ってもらうべき。それに見合った仕事をしてもらうのが県民のためになる。
- ・ 答申した額をカットするというのであれば、何のための審議会かわからない。それを踏まえた答申をしたい。

< 案 - 1 >

徳特審第 号
令和5年11月17日

徳島県知事 後藤田正純 殿

徳島県特別職報酬等審議会

会 長

議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の
給料の額について（答申）

令和5年10月30日付け人第600号で諮問のあったこのことについて、当審議会は、令和5年10月30日及び11月17日の2回にわたり会議を開催して慎重に審議を重ねた結果、次のとおり措置することが適当であるとの結論に達したので、答申する。

1 報酬及び給料の額について

現行の額で据え置くことが適当である。

2 附帯意見

(1) 審議会のあり方について

諸情勢の変化を踏まえた議論を行うことができるよう、本審議会を定期的を開催すべきである。

(2) 減額措置について

長期にわたり継続してきた報酬等の独自の減額措置は終了し、審議会の答申を得て定めた本来の報酬等の額を受け取るべきである。

< 案 - 2 >

徳特審第 号
令和5年11月17日

徳島県知事 後藤 田 正 純 殿

徳島県特別職報酬等審議会

会 長

議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の
給料の額について（答申）

令和5年10月30日付け人第600号で諮問のあったこのことについて、当審議会は、令和5年10月30日及び11月17日の2回にわたり会議を開催して慎重に審議を重ねた結果、次のとおり措置することが適当であるとの結論に達したので、答申する。

1 改定の内容について

(1) 報酬及び給料の額（月額）

知 事	1, 302, 000円	(現行	1, 300, 000円)
副知事	991, 000円	(現行	990, 000円)
議 長	951, 000円	(現行	950, 000円)
副議長	861, 000円	(現行	860, 000円)
議 員	811, 000円	(現行	810, 000円)

(2) 実施時期

令和6年4月1日

2 附帯意見

(1) 審議会のあり方について

諸情勢の変化を踏まえた議論を行うことができるよう、本審議会を定期的を開催するべきである。

(2) 減額措置について

長期にわたり継続してきた報酬等の独自の減額措置は終了し、審議会の答申を得て定めた本来の報酬等の額を受け取るべきである。